

## IFRS in Focus

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

### IASB は、ヘッジ会計の公開草案を公表

#### 目次

- 提案
- 範囲
- ヘッジ対象
- ヘッジ手段
- ヘッジの有効性
- ヘッジ関係の変化
- 公正価値ヘッジ会計
- キャッシュ・フロー・ヘッジ会計
- 開示
- 発効日および経過措置

#### 要点

- 公開草案は、新しい「一般的なヘッジ会計モデル」を提案している。金利リスクのポートフォリオ公正価値ヘッジを含む、新しい「ポートフォリオ・ヘッジ会計モデル」の提案は、2011年に別途公表される予定である。
- 「公正価値ヘッジ」、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」および「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」の IAS 第 39 号での基本的概念は維持されるが、本規定案では、一般的に、何がヘッジ対象としてヘッジ会計に適格となり得るか、何がヘッジ手段として指定できるか、そして有効性テスト要求がより緩和される。
- ヘッジの有効性の評価は、ブライト・ラインの閾値を持たない将来見通し (forward-looking) のテストに限定される (すなわち、80~125%の相殺要求およびヘッジの有効性の遡及テストはない)。これは、多くの場合、定量的な評価である必要はないが、非有効性の評価はまだ必要である。
- 「非金融商品項目」と「金融商品項目」の双方のリスク要素に対するヘッジ会計は、それらが別個に識別でき、信頼性をもって測定できる場合には、認められる。
- オプションが「ヘッジ手段」の場合、一定のまたはすべての時間価値の変動は、「その他の包括利益」で認識できる。その結果、現行の国際財務報告基準 (IFRS) と比較して、損益の変動を減少させることになる。
- 財務諸表における「公正価値ヘッジ」の表示は変更される。
- ネット・ポジションおよび項目のグループについてのヘッジ会計は拡大される。
- 「ベースス・アジャストメント」は、特定の「キャッシュ・フロー・ヘッジ」には強制される。
- ヘッジに対するリスク管理目的が変わらない場合は、「ヘッジ関係」の任意の指定解除は認められない。

- 「ヘッジ関係」は、仮想デリバティブのリセットなしに変更できる。
- デリバティブは、適格なエクスポージャーと合成される場合には、「ヘッジ対象」として含まれることになる。

## 提案

2010年12月9日に、国際会計基準審議会（IASB）は、公開草案 ED2010/13「ヘッジ会計」(ED)を公表した。ヘッジ会計は、IAS第39号「金融商品：認識と測定」を置き換えるプロジェクトの最終フェーズである。EDにおける提案は、リスク管理活動を財務諸表により良く反映する目的のため、一定の要求が充足される場合、企業が「ヘッジ手段（例えば、デリバティブ）」と「ヘッジ対象（例えば、予定売上）」との間の認識と測定の相違を縮小し、現行の要求に対する多くの変更を含む。IAS第39号では適格ではない多くの「ヘッジ関係」が、EDの提案では適格となる。

本EDのコメント期限は2011年3月9日であり、最終基準書の公表は2011年6月を予定している。

## 範囲

EDは、IASBが「一般的なヘッジ会計モデル」として説明しているものについてのみ取り扱っている。「ポートフォリオ・ヘッジ会計モデル」に対するEDは、2011年に別途公表を予定している。

「ポートフォリオ・モデル」に対するEDは、金利リスクの「ポートフォリオ公正価値ヘッジ会計（多くの場合、「マクロ・ヘッジ会計モデル」として参照される）」のための新しい提案を含むことが予想される。これは、主に金融機関または消費者金融を営む企業に関連する。「ポートフォリオ・モデル」は、また、より広い関連を持つ「オープン・ポートフォリオのヘッジ会計（すなわち、「ヘッジ関係」に含まれる「ヘッジ対象」と「ヘッジ手段」が時間とともに連続的に変化する場合）」に対する要求を検討することが予想される。「一般的なヘッジ会計モデル」は、「ヘッジ対象」のクローズド・ポートフォリオである「ヘッジ対象」に対する要求を含む。そのようなヘッジについては、「ヘッジ対象」または金額が、ヘッジの開始時に別個に識別され指定され、変動は単一の「ヘッジ対象」の「ヘッジ関係」と同じ方法で会計処理される。

EDは、通常「純投資のヘッジ」として参照される、「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」の会計処理については、いかなる変更も提案していない。しかし、ヘッジの有効性テストの要求に対する変更の提案は、すべての「ヘッジ関係」に適用されるために、「純投資ヘッジ」の有効性をテストする際にも関連する。

## ヘッジ対象

本提案により、より多くの種類の「ヘッジ対象」がヘッジ会計に適格となる。

### デリバティブによるデリバティブのヘッジ

エクスポージャーとデリバティブの合成は、「ヘッジ対象」として一緒に指定できる。このルールの変更の提案は、実務では、デリバティブを含む集約または「合成エクスポージャー」を、デリバティブでヘッジできるかもしれないことを認識している。これはさまざまな理由のために生じるが、通常は、企業が異なる時点で異なるリスクをヘッジするために生じるものである。

例えば、外国通貨(FC)で表示される商品の予定購入要求がある企業を検討する。当該企業は、その後 2 年間に先立って、1 単位当たり例えば 100FC に価格を固定して、FC で「商品の価格リスク」をヘッジする。1 年後、当該企業は「通貨リスク」をヘッジすることを希望するかもしれない。その時点において、「ヘッジ対象」は、予定取引と商品デリバティブ(すなわち、1 単位当たり 100FC で商品購入する外国通貨の集約または合成エクスポージャー)である。集約エクスポージャーは、現行の IAS 第 39 号では適格でないが、ED では適格な「ヘッジ対象」となる。

### 見解

ED は、当初のヘッジが「ヘッジ関係」であることを要求せず、また単一のエクスポージャーの全てのヘッジが、同じ種類であることを要求しない(すなわち、当初のヘッジは「公正価値ヘッジ」であり、そして集約エクスポージャーの事後のヘッジは、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」である)。さらに、ヘッジの合成の数と事後のヘッジが当初のヘッジをリバースできるかどうかは制限しない。これは、複雑なヘッジ会計シナリオを生じさせることになる。

### リスク要素のヘッジ

ED では、「金融商品項目」および「非金融商品項目」の両方に対する適格なリスク要素の要求を整合させている。リスク要素が以下である場合、いずれの「ヘッジ対象」のリスク要素もヘッジ会計に適格となる。

- 個別に識別できる
- 信頼性をもって測定できる

現行の IAS 第 39 号では、この柔軟性は金融商品項目については利用可能であるが、非金融商品項目(例えば、商品の予定購入)については、外国通貨リスクのみが適格なリスク要素である。ED はガイダンスを含み、条件を満たす状況の例を示している。

例えば、オペレーティング・リースでの賃借料が契約上でインフレーションにリンクしており、インフレーションの要素が個別に識別でき、信頼性をもって測定できる場合には、インフレーションは、「ヘッジ対象」の適格なリスク要素である。

## 見解

リスク要素が、契約上特定されている場合（例えば、企業が、価格の一部がその他の価格または指標に関連付けられる「特定の価格算定方法」を基礎としている「ヘッジ対象」を購入する「確定約定」を保有する場合）、当該購入価格の一部を分離し、当該要素のみを指定することは容易である。リスク要素が契約上特定されない場合（例えば、企業が、将来の市場価格で、ある「ヘッジ対象」を購入する「予定取引」を保有する場合）、その市場価格の一部を識別でき測定できる要素に分解することはより困難となる。

## 「その他の包括利益を通して公正価値にて測定される」として指定された持分投資

IFRS 第 9 号が 2009 年 11 月に公表された際に、一定の持分投資のために「その他の包括利益を通して公正価値で測定される (FVTOCI)」の分類が導入された。すべての公正価値変動は、投資に対する配当の受領を除いて、恒久的に「その他の包括利益 (OCI)」で直接認識される。OCI で認識されるすべての利得または損失は、売却または減損の事象であっても損益に組替調整されないため、ED はヘッジ会計がこれらの投資に適用されることを禁止している。

## 見解

FVTOCI に指定された海外持分投資は、価格リスクまたは外国為替リスクに対するヘッジ会計関係に指定できない。しかし、損益に認識される配当収益は、他の適格規準（例えば、非常に可能性の高い条件）が満たされる場合には、外国為替リスクのヘッジ会計に適格となる。

## グループおよびネット・ポジション

ED は、リスク管理の目的上、「リスク対象」のグループが一緒に管理される場合には、個々に適格となる「ヘッジ対象」のグループが、グループ全体としてヘッジされることを認める。そのようなグループは、ネット・ポジションであることもある（すなわち、相殺される公正価値またはキャッシュ・フローを持つ「ヘッジ対象」）。しかし、ネット・ポジション（すなわち、相殺されるキャッシュ・フローを持つ「ヘッジ対象」のグループ）の「キャッシュ・フロー・ヘッジ」にとって、ヘッジされているリスクにさらされている相殺キャッシュ・フローは、同じ報告期間の利得および損失に影響を与え、当該期間のみの利得および損失に影響を与えなければならない。

適格となるネット・ポジションの例は以下のとおりである。

- 外国為替リスクに対して一緒にヘッジされた購入確定約定および販売確定約定のグループ

- 1つ以上の金利スワップを利用して、金利リスクに対して一緒に公正価値ヘッジされた固定金利の資産および固定金利の負債のグループ
- 1つ以上の金利スワップを利用して、金利リスクに対して一緒にキャッシュ・フロー・ヘッジされた認識されている変動金利資産および変動金利負債のグループ(金利が同時に損益に計上されると仮定する)
- 単一の外国為替予約契約を利用して、外国為替リスクに対して一緒にヘッジされた、同一の報告期間(企業が四半期ベースで財務諸表を作成している場合は、四半期の報告期間)の損益に影響を与える予定売上および予定費用のグループ

適格とならないネット・ポジションの例は以下のとおりである。

- 単一の外国為替予約契約でヘッジされている、異なる報告期間の損益に影響を与える予定売上および予定費用のグループ

企業が損益計算書の異なる表示科目に影響を与えるネット・ポジションをヘッジするには、損益に認識された「ヘッジ手段」の利得または損失は、「ヘッジ対象」とは別個の表示科目で表示しなければならない。

## ヘッジ手段

ED は、正味の売建オプション以外の「損益を通じて公正価値で測定される」金融商品を「ヘッジ手段」に含めるために、「ヘッジ手段」の取扱いに適格となる金融商品の種類を拡大している。これには、「公正価値オプション」で「損益を通じて公正価値で測定する」として指定された金融商品と共に、「損益を通じて公正価値で測定する」として分類されることが要求される金融商品を含んでいる。さらに、外国為替リスクのヘッジについて、償却原価で測定される金融資産または金融負債は、適格な「ヘッジ手段」となる。

金融資産に組込まれたデリバティブは、IFRS 第 9 号では独立して会計処理されない。その結果、IFRS 第 9 号で会計処理される金融資産に組込デリバティブは、それ自体では適格な「ヘッジ手段」とならない。しかし、組込デリバティブを含んだ金融資産は、「損益を通じて公正価値で測定される」として分類され、正味の売建オプションでない場合には、その全体が適格な「ヘッジ手段」となる場合がある。

## 金融オプション

ED は、「ヘッジ手段」としての金融オプションに対する適格規準の変更を提案するものではない。しかし、オプションの本源的価値のみがヘッジに指定されているオプションの時間的価値の会計処理の変更が提案されている。

そのようなオプションの時間的価値を会計処理するため、2ステップ・アプローチが提案されている。当該会計処理は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」に指定される「ヘッジ手段」の会計処理に類似している。

1つ目のステップでは、時間価値要素の公正価値変動の金額をOCIに(ヘッジの期間にわたって)繰延べる。この金額は、「ヘッジ対象」と条件を一致させた仮想オプションに参照して決定される。会計処理の2つ目のステップでは、資本から損益に組替調整する。この組替調整の基礎は、以下のいずれかの「ヘッジ対象」の性質による。

- 取引関連
- 期間関連

取引関連の「ヘッジ対象」については、OCIに繰延べられた公正価値の累積的変動額は、「ヘッジ対象」と同時に損益に認識する。「ヘッジ対象」が、最初に非金融資産または非金融負債の認識を生じさせる場合(または、公正価値ヘッジ会計が適用される確定約定となる場合)には、資本からの金額は、財政状態計算書に再分類され、ヘッジ対象の当初の帳簿価額の一部として計上される。この金額は、「ヘッジ対象」の通常の会計処理に従って損益に影響を与える「ヘッジ対象」と同時に損益に認識される。

期間関連の「ヘッジ対象」(すなわち、当該オプションが、オプションが未決済である期間に対して項目の公正価値をヘッジする場合)については、「ヘッジ対象」に関連する当該オプションの当初の時間価値の金額(「ヘッジ対象」と条件を一致させた仮想オプションに参照して決定される)は、「ヘッジ関係」の期間にわたって、合理的な基礎により、資本から損益に償却される。

### 内部デリバティブ

IAS第39号と同様に、EDは、報告企業の外部の当事者との契約のみが、「ヘッジ手段」としての指定可能であると提案している。

#### 見解

企業が、内部デリバティブからの正味のリスクと外部デリバティブを区分している場合、グループ・ヘッジの内部ヘッジによりヘッジされたヘッジ対象グループを外部デリバティブでヘッジすることを指定することにより、この制限を克服する場合がある。EDは、IAS第39号よりも適格となるグループ(ネット・ポジションを含む)が増えることを認め、「ヘッジ対象」のグループのヘッジに対して適用される適格規準を変更している。

### ヘッジの有効性

#### 有効性の閾値:偶然ではない相殺

ヘッジがヘッジ会計に適格となるためには、一定の規準を満たされなければならない。いくつかの規準は、「ヘッジ関係」の有効性に引き続き関連する。

EDは、ヘッジがヘッジ会計に適格となるために、「高い程度に有効である」(IAS第39号では、80~125%の間に相殺を生じるとして定義される)という現行の要求を置き換える。その代わりに、EDは、「ヘッジ関係」が「偶然ではない相殺」を達成することのみを要求する。

例えば、固定金利貸付金のベンチマーク金利要素の変動に関連する公正価値リスクを、固定金利から変動金利へのスワップを利用してヘッジする企業を検討する。スワップの固定金利部分は「ヘッジ対象」の期間に密接に一致する。したがって、企業は、当該ヘッジが偶然ではない相殺を達成することを期待することができる。しかし、企業がヘッジを締結した後に、スワップの契約相手の信用格付けに著しい悪化があった場合には、事後の相殺は、「ヘッジ対象」に再現できないデリバティブの公正価値に対する信用リスクの拡大した影響のため、単に偶然の相殺となることがある。

#### 見解

「偶然ではない相殺」または相殺の定義されたレベル、もしくは「ヘッジ手段」と「ヘッジ対象」との間の相関関係のレベルについての定義はない。つまり、「ヘッジ関係」がヘッジ会計に適格かどうかを決定するためには、判断が適用されなければならない。

#### ヘッジの有効性評価の目的

「偶然的ではない相殺」の要求に加えて、「ヘッジ関係」は、また、ヘッジの有効性評価の目的を充足しなければならない。この目的は、予想されるヘッジの非有効性を最小化することである。企業は、「ヘッジ対象」とヘッジの非有効性を最小化する「ヘッジ手段」の適切なウェイト付けを決定しなければならない。ウェイト付けは、ヘッジの非有効性の議論を起こすべきではない。

#### 見解

これは、ヘッジの非有効性を最小化する「ヘッジ手段」を利用する要求ではない。例えば、企業は、相殺の程度をより高くする市場で他の手段が利用可能であったとしても、受入れ可能な程度の相殺を生じると考えるヘッジ手段を有する場合がある。企業の「ヘッジ手段」は指定できるが、与えられた「ヘッジ関係」のヘッジの非有効性を最小化するような方法で指定しなければならない。

#### 定量的または定性的分析

「ヘッジ関係」が、ヘッジの有効性の要求（「偶然ではない相殺」を達成し、「ヘッジの有効性評価の目的」の充足の達成。上記を参照のこと。）を満たすかどうかを決定するために、企業は、定量的分析を実施する必要がある場合がある。しかし、これは、本提案の特定の要求でない。場合によっては、定量的評価は、「ヘッジ関係」が適格であることの決定で十分である場合がある。

例えば、特定のグレードの商品に対する予定購入をヘッジする企業を検討する。しかし、このグレードを上回る先渡契約が直ちに利用可能ではなく、そのため、当該エクスポージャーをヘッジするために、企業は異なる「ベンチマーク」グレードを参照する先渡契約を利用する。これでは、ベース・リスクが発生する。ベンチマーク・グレードは、企業が購入している商品のグ

レードの要素ではない。企業は、このベース・リスクの大きさが変わる可能性があることを認知しており、かつ受け入れている。企業は、2つのグレード間のベース・リスクの予想される影響を最小化するために、先渡契約に対して指定するヘッジ対象の適切なウェイト付け(すなわち、金額)を決定しなければならない。定量的分析は、企業により実行されなければならない可能性が高い。

#### 見解

「ヘッジ関係」がヘッジの有効性の要求を満たすかどうかを決定するために、定量的分析が必要となるかどうか、またどのような種類の定量的分析であるべきかを決定するために、判断が要求されることになる。

#### 評価の頻度

ヘッジの有効性の要求は、将来見通し(forward-looking)である。企業は、「ヘッジ関係」の開始時およびそれから継続したベースで、「ヘッジ関係」がヘッジの有効性の要求を満たしているかを決定しなければならない。評価時点は、少なくとも、各報告日、またはヘッジ関係の有効性に影響を与える重要な状況の変化が生じる時点である。

#### 「予想テスト」対「遡及テスト」

IAS第39号では、ヘッジ会計が適用できるかどうかを決定するため、将来見通しに関する評価(通常、「予想テスト」として参照される)に加えて、さらに過去に関する「遡及テスト」が必要となる。EDでは、「遡及テスト」は、適格性の目的には要求されない。したがって、IAS第39号と異なり、ヘッジが当初希望したようには有効でなくなったことのみのため、その期間にヘッジ会計ができなくなることはない。

翌報告期間に適用されるヘッジ会計について、企業は、報告日において、ヘッジの有効性の要求が将来見通しベースで満たされているかを決定しなければならない。

#### ヘッジの非有効性の測定

IAS第39号と同様に、いかなるヘッジの非有効性も(定量的分析を使用し)測定され、直ちに損益に認識されなければならない。

#### ヘッジ関係の変化

EDは、「ヘッジ関係」の変化をどのように会計処理するかについてのガイダンスを提供している。「ヘッジ関係」の変化は、例えば、以下のうちの1つ以上の理由により生じるかもしれない:

- ・ リスク管理目的の変化
- ・ ヘッジの有効性における予想の変化
- ・ 「ヘッジ対象」の変化



#### ・「ヘッジ手段」の変化

「ヘッジ関係」に対するリスク管理目的の変化がある、またはヘッジがもはや偶然ではない相殺を達成することが予想されない場合、「ヘッジ関係」は中止されなければならない。

ヘッジの有効性における予想の変化がある場合、ヘッジの有効性評価の目的(上記参照)を引き続き遵守するために、「ヘッジ対象」と「ヘッジ手段」のウェイト付けの変化が要求される場合がある。

これは、様々な理由により生じる。例えば、「ヘッジ関係」に存在することが知られるベース・リスクの予想される動きは、ヘッジの期間にわたり変化する可能性がある。

ウェイト付けの変化は、「ヘッジ関係」の「リバランシング」として参照される。これは、「ヘッジ対象」または「ヘッジ手段」のいずれかのウェイトの置き方が増加または減少することより生じる可能性がある。ED は、そのような変化は、当初の「ヘッジ関係」の指定解除および新しい「リバランス」された「ヘッジ関係」の再指定として取り扱うべきではないと提案している。代わりに、「リバランシング」後に残る「ヘッジ関係」の部分は、ヘッジの継続として取り扱われ、リバランシング後にもはやヘッジされない部分は、ヘッジの中止として取り扱われる。

#### 見解

リバランスすることなしにヘッジの有効性評価の目的を継続して満たせない場合には、企業が「ヘッジ関係」をリバランスすることが強制される。

「ヘッジ関係」の変更は、また、ヘッジ対象の一部に適格性の変化がある場合に、要求されることがある。例えば、実行の可能性が非常に高い 100 個の商品の購入の予定取引の「キャッシュ・フロー・ヘッジ」を検討する。「ヘッジ関係」について、今は 90 個の実行の可能性が非常に高いというように、企業の購入要求が変化する場合、10 個に関する「ヘッジ関係」はもはや適格ではない。この変化に対処するために、残り 90 個が変化なく継続して指定される一方で、10 個の「ヘッジ対象」に対するヘッジ会計は(強制的に)中止される。

#### 見解

関係の一部のみが変化した場合に、「ヘッジ関係」の正式な指定解除および再指定をしないことは、IAS 第 39 号より生じている異常な会計処理を避けることになる。例えば、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」では、「ヘッジ対象」を測定するために使用する仮想デリバティブの再設定を避けることができ、その結果、IAS 第 39 号と比較して、場合によっては、認識されるヘッジの非有効性の金額を減少させる(例えば、当初の仮想デリバティブの元本が「ヘッジ対象」のリセットなしに「ヘッジ対象」に一致させるために減額される)。また、「ヘッジ対象」の一部が当初の「ヘッジ手段」により引き続きヘッジされている場合の「公正価値ヘッジ」(例えば、借入金の一部のみがもはやヘッジされてい

ない場合の固定金利借入金の「公正価値ヘッジ」)では、正式な指定解除を避けることは、(引き続きヘッジされているヘッジ対象に関連する)公正価値ヘッジ調整の損益への早まった償却を避けることができる。

#### 既存のヘッジの指定解除

指定された「ヘッジ関係」に変化がなく、ヘッジに対するリスク管理目的が同様のままであるときに、企業は、自発的にヘッジ関係を中止することを認められない。これは、企業が選択する場合には、「ヘッジ関係」を(将来にわたって)指定解除することができる IAS 第 39 号からの変更である。

#### 公正価値ヘッジ会計

ED は、財務諸表における「公正価値ヘッジ」の表示の変更を提案している。

財政状態計算書においては、IAS 第 39 号ではヘッジ調整がヘッジ対象の帳簿価格の一部として計上される(償却原価と公正価値の潜在的な混合をもたらす)一方で、(ヘッジ・リスクの変化に対する「ヘッジ対象」の公正価値の変動を表す)「公正価値ヘッジ」の調整は、「ヘッジ対象」の次に独立の表示科目として表示される。ED で提案された表示は、公正価値測定を分離することにより、「ヘッジ対象」に対する当初の測定基礎を維持する。

その他の提案された「公正価値ヘッジ」の表示の変更は、「ヘッジ対象」および「ヘッジ手段」の(ヘッジ・リスクの変化に伴う)利得または損失を OCI に認識し、ヘッジの非有効性は損益に認識することである。これは、すべての金額が損益に認識される IAS 第 39 号とは異なる。

#### 設例

額面 100,000 ポンドで発行された固定金利借入金の公正価値リスクは、固定受取・変動支払の金利スワップによりヘッジされる。ヘッジは、年次報告期間の期首である借入金の発行日から指定され、すべての金利は、報告期間の末日に決済される。会計年度末におけるスワップに伴う利得は、5,000 ポンドである。これは、6,000 ポンドの借入金に伴う公正価値の損失と部分的に相殺される(すなわち、ヘッジの非有効性は 1,000 ポンドである)。

本提案では、ヘッジの最初の年における財務諸表には、次の表示科目項目および残高が含まれる。表示科目の記述は、例示のみを目的とするものである。

##### [財政状態計算書]

金利スワップ	5,000
借入金	(100,000)
公正価値ヘッジの調整	(6,000)

##### [損益計算書]

借入金支払利息	(X)*
ヘッジの非有効性(損失)	(1,000)

#### [その他の包括利益計算書]

ヘッジ対象の公正価値変動(借入金)	(6,000)
ヘッジ手段の公正価値変動(金利スワップ)	5,000
ヘッジの非有効性	1,000

\*支払利息の項目は、借入金の未払固定利息と金利スワップの純未払利息に等しい金額を含む。

#### 見解

「公正価値ヘッジ」の「ヘッジ対象」の測定基礎を維持するために、追加の表示科目が、財政状態計算書に要求される。これらの表示科目の金額は、関連する項目と同時に認識が中止されることを確実にするため、追跡することが要求される。

#### キャッシュ・フロー・ヘッジ会計

##### いずれか小さい方のテスト

「キャッシュ・フロー・ヘッジ」のヘッジの非有効性を測定するにあたり、EDは、「いずれか小さい方のテスト」を維持する。それは、資本に繰延べることができる「キャッシュ・フロー・ヘッジ」の「ヘッジ手段」の公正価値の累積変動額は、以下のいずれか小さいほうである：

- ・ ヘッジの開始日からのヘッジ手段の累積利得額または累積損失額
- ・ ヘッジの開始日からのヘッジ対象の公正価値(現在価値)の累積変動額

##### ベースス・アジャストメント

「キャッシュ・フロー・ヘッジ」の予定取引が、非金融資産または非金融負債の認識をもたらす場合、企業が「ベースス・アジャストメント」を適用することを要求することを提案している。つまり、キャッシュ・フロー・ヘッジ・リザーブに累積された金額を取り崩し、認識された資産または負債の一部としてそれを認識する。これはまた、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」の予定取引が、「公正価値ヘッジ」を選択する確定約定になる場合に適用される(すなわち、ヘッジに関してOCIに繰延べられる金額は、事後に公正価値ヘッジ調整が転記される財政状態計算書の表示科目に再分類される)。

これは、企業が、ベースス・アジャストメントするかどうか、または資本で累積利得または累積損失を維持するかどうかの選択権を持ち、「ヘッジ対象」が損益に影響を与えるとき(例えば、ヘッジされた予定取引から生じる資産が損益を通して償却されるとき)にのみ損益に組替調整する場合、IAS 第39号の要求からの変更を表すものである。

## 開示

EDの開示要求は、以下の情報を表示することに焦点を当てている：

- ・ 企業のリスク管理戦略
- ・ 企業のリスク管理活動が、将来のキャッシュ・フローの金額、時期および不確実性に与える影響
- ・ 基本財務諸表に、ヘッジ会計が与えた影響

開示については、企業がヘッジを決定し、ヘッジ会計が適用されるリスクに基づいたリスクのカテゴリー別に分解されることが提案されている。本提案は、リスク・エクスポージャーおよびヘッジされた金額の定量的開示を要求している。EDは、また、ヘッジ会計の結果である基本財務諸表に含まれる金額について情報を提供する、表形式での開示要求を含んでいる。

## 見解

これらの提案では、財務諸表におけるヘッジ会計の影響は、より良くまたより透明になる。

## 発効日および経過措置

最終化された際には、ヘッジ会計要求は、IFRS第9号の一部を形成することになる。新しいヘッジ会計要求の適用を望む企業は、IFRS第9号のその他の要求を同時に適用する（またはすでに適用している）場合にのみ、新しいヘッジ会計要求を適用することができる。

本提案の発効日は、最終化された場合、2013年1月1日以後開始する事業年度となり、早期適用も認められる。本基準書は、将来にわたって適用される。本基準書の適用日から新しいモデルでのヘッジ会計を適用するためには、すべての適格規準をその日に満たしていなければならない。

新しい要求の適用において、IAS第39号で指定され、かつ新しいモデルで適格となる「ヘッジ関係」は、「ヘッジ関係」の継続として取り扱わなければならない。

## 見解

「ヘッジ関係」の適格要件は、新しい提案では異なる。新しい要求の適用後ヘッジ会計を継続して適用することを望む企業は、IAS第39号で存在する「ヘッジ関係」を適切に移すプロセスが整っていることを保証する必要がある。適用日までに当該要求に準拠することができない場合には、ヘッジ会計をその日から適用することはできない。適用後はいかなるヘッジ指定も、新しい「ヘッジ関係」として取り扱わなければならない（すなわち、適用に間に合うように新しいヘッジ会計要求に準拠することができない場合には、従前の公正価値ヘッジ調整の償却を引き起こし得る「ヘッジ関係」の中止、または「キャッシュ・フロー・ヘッジ」に使用される仮想デリバティブの再設定の原因となり得る）。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/)をご覧ください。